

東基連衛生管理者協議会 令和5年度第2回研修会開催

東基連衛生管理者協議会(会長 神津進:HOYA株式会社環境・安全衛生部)の令和5年度第2回研修会が、令和6年3月6日(水)に会員他86名の参加により開催されました。

今回の研修会は、会場となる東基連中央支部4階ホールでのリアル参加(40名)と、WEB会議システムによる参加(46名)を併用したハイブリッド形式で行われました。

研修内容は、「最近の労働衛生行政の動向」、「転倒災害リスクの定量化を目指す簡易立位テスト法とその対策」、「産業医と衛生管理者の連携」という3つのテーマについて、各講師からご講演を頂きました。以下、その内容の要旨をお伝えします。



第1部 「最近の労働衛生行政の動向」

第1部は、東京労働局労働基準部健康課健康課長 長澤英次様による、第14次労働災害防止計画の初年度進捗状況等に関する講演でした。

1. 第14次労働災害防止計画(東京版)

2023年度から第14次労働災害防止計画(14次防)が始まりました。全国版では8つの重点事項がありますが、東京版では7つを重点事項として定め、「国民全体の安全・健康意識の高揚」を加えました。さらに、首都東京から発信してゆくことを考慮し、計画を推進する際の3つの基本的考え方を決めました。

2. 14次防東京版の7つの重点項目

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策及び高年齢労働者への労働災害防止対策の推進
- (3) 業種別の労働災害防止対策の推進

◆東基連衛生管理者協議会令和5年度第2回研修会開催	◆4月は「熱中症予防対策の準備期間」です
1	9
◆建設業の働き方改革に取り組む企業への職場訪問を実施しました	◆第40回安全衛生標語募集要領
6	10
	◆建設業・自動車運転業務・医師にも時間外労働の上限規制が適用されます
	13

- (4) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (5) 労働者の健康確保対策の推進
- (6) 化学物質による健康障害防止対策の推進
- (7) 国民全体の安全・健康意識の高揚

3. 14次防東京版を推進する際の3つの基本的考え方

- (1) 本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大
- (2) 都市開発プロジェクトに関連した安全衛生対策
- (3) 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進

4. アウトプット指標とアウトカム指標

第14次労働災害防止計画では、アウトプット指標とアウトカム指標が示されています。アウトプット指標は、「計画の重点事項における取組の成果として事業者が労働者の協力の下、達成を目指す指標」です。アウトカム指標は、「事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項として定め、第14次労働災害防止計画の効果検証を行うための指標」です。

事業者はまずアウトプット指標を目標として事業を実施し、2022年度と比較して2027年度までに死亡災害、死傷災害ともに5%以上減少を目指します。

5. 健康分野のアウトプット指標と各対策

(1) メンタルヘルス対策

2027年までに、「メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合80%以上」、「50人未満の中小規模事業場でのストレスチェック実施50%以上」、「必要な保健サービスの提供80%以上」をアウトプット指標(以下、指標)としています。

東京労働局では、小規模事業場のメンタルヘルス対策を支援するために、産業保健総合支援センター、地域産業保健センターと小規模事業所の橋渡しをしています。また、都内10名以上の労働者を使用する約3500事業場に対して実施したメンタルヘルス対策等自主点検(アンケート)を行いました。また、昨年10月11日に開催された「産業保健フォーラム IN TOKYO2023」には約750名の参加があり、産業医と弁護士との視点から企業の困難事例への対処方法に関するセッションは好評でした。

(2) 腰痛対策

「社会福祉施設において、ノーリフトケアを導入している事業場の増加」を指標に。

2023年の腰痛災害608人のうち、保健衛生業は189人でした。介護職の腰痛対策として、Safe協会が取組事例のリーフレットの作成を進めています。

(3) 熱中症対策

「熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合増加」を指標に。

「熱中症予防対策」リーフレットの各項目を活用し、建設業・警備業・陸上貨物運送事業を中心に各労働基準監督署が指導。「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」のロゴマークを作成。また、熱中症予防対策動画を作成。昨年6月には建設業や警備業を中心とした8団体等の参加による「職場における熱中症予防対策会議」が開催され、会員事業場と一体となって熱中症予防対策の徹底を図っています。

(4) 化学物質関係

3つの指標を設定。「ラベル表示・SDS交付割合を2025年までに80%以上」「リスクアセスメント実施事業場割合を2025年までに80%以上」「リスクアセスメント結果に基づく必要な措置実施事業場割合を2027年までに80%以上」。

労働安全衛生規則改正による化学物質規制の変更に伴い、厚生労働省作成のテキスト及び講習動画、化学物質管理にかかる相談窓口や個別指導等を周知しています。労働安全衛生研究所ホームページに掲載されている「ケミガイド(化学物質管理サポートのためのポータルサイト)」等を案内しています。

第2部 「転倒災害リスクの定量化を目指す簡易立位テスト法とその対策」

第2部では、横浜市立大学名誉教授 朽久保修医師と株式会社メディアラート代表取締役社長 堀内正巳氏からご講演を頂きました。内容は、転倒災害の直接的要因と考えられる下肢筋力と立位バランスを3分で測定できる「簡易立位テスト法」。そして転倒災害防止のための下肢筋力と立位バランスを約5分で向上させる「立位能改善訓練法」について。



転倒災害防止のために、下肢筋力とバランス能力を測定し見える化し、転倒する前にリスクへの対策を行う方法です。

1. 「簡易立位テスト法」

人間が立っていられるには、狭い足底面積(支持基底面)に対して、身長1m以上の骨格と重い頭を支える必要があり、転倒とは重力に対してその重心を支えきれることができない状態です。従って、それを支えることができる特に下肢筋力とバランス能力が必要です。

簡易立位テスト法では、「①開眼両脚立位」「②下脚屈伸動作」「③片脚立位」「④閉眼両脚立位」の測定を行います。これらの測定値から下肢筋力とバランス能力を客観的に検査できる測定法になっています。

2. 「立位能改善訓練法」

転倒災害の直接的要因としては、下肢筋力低下や立位バランス能力の関与が大きく考えられます。それらを早期発見し、低下している人では日頃の訓練が必要。「立位能改善訓練法」は簡易立位テスト法のデータに基づき、バランスと下肢筋力の改善法の1つです。

内容は「①準備(筋柔軟運動として中腰での腰回転)」「②開眼立脚屈伸/対側膝挙げ(下肢筋力増強)」「③足持ち上げ(大腿四頭筋ストレッチ)」「④閉眼片脚立位(バランス訓練)。場所を選ばず自己訓練できるもの。この訓練法を2週間行って、筋力、片脚立位バランスも向上した効果例も紹介されました。

さらに、転倒防止の総合的な対策として「栄養」「活動」「睡眠」など日常生活における「生活リズムの規則性」などが必要条件となるが、新たな方法として、疲労改善に役立つ活性酸素を取り除くための「水素療法」についても紹介いただきました。

講習会会場では、参加者に実際に「簡易立位テスト法」を体験していただきました。

第3部 「産業医と衛生管理者の連携」

第3部は、「産業医と衛生管理者の連携」というテーマで、産業医と衛生管理者の方にそれぞれの立場から「連携」について語って頂きました。

1. 「産業医の立場から」

株式会社 OH コンシェルジュ代表取締役社長(医師) 東川麻子様

東川先生は、出産を機に嘱託産業医として活動されるようになり、現在は企業から産業医に関する相談を受けることが多くあり、その中で活動についてご講演をされました。

(1) 健康管理、衛生管理は産業医次第？ 産業医と衛生管理者の組み合わせ次第！

まず、大事なことは産業医と衛生管理者の組み合わせ。経験のある産業医でも上手くいかないことがあり、産業医の腕次第とはいかないこともある。また、衛生管理者のキャラクターとスキルによって、その活動は変化する。産業医もお手伝いできることは最大限するが、衛生管理者が頑張らないと上手くいかないことが多い。事業場の健康管理や衛生管理は産業医次第ということはなく、産業医と衛生管理者の組み合わせ次第。同じ産業医が複数の企業を担当しても、すべて同じ活動にはならず、衛生管理者の影響が大きい。

(2) 産業医、衛生管理者、それぞれの立ち位置は？

産業医と衛生管理者の立ち位置については、両者の関係性で変わる。お互いに指示待ちでは上手くいかない。何もしないで終わるケースもあれば、それぞれの思いによって変わる。衛生管理者も遠慮せずに、思い

を伝えることが大切である。お互いにギスギスするのはもったいないので、どんな活動目標を持っているのか一つ一つ相談して、あの手この手で試行錯誤しながら、雑談でもよいので、話し合っただけ進めていくことが大切。

(3) できる衛生管理者はここが違う①

医師の仕事は病院では、診察、検査をして、多くの情報をもとに「診断」を行う。いかに情報を集めるか、これが医師の仕事の重要な点。産業医も基本は一緒。職場の情報(作業環境測定結果、作業状況、労災報告、職場巡視結果など)から総合的に判断する。その際、産業医が踏み込んで情報収集できないことが多い。そこは衛生管理者が産業医の目となり足となって、産業医が何を求めているかといったことも把握しながら、どのような情報が役に立つかを考えつつ、産業医に情報を提供するような衛生管理者が、できる衛生管理者。情報の種類としては、一般的な産業医業務に必要な情報にプラスして、ビジネスに関する視点として、基本的な企業や事業場の情報、社内ルール、組織改定、製品に関係する情報など、色々なものがある。

(4) できる衛生管理者はここが違う②

できる衛生管理者は、産業医の興味、趣味などを聞くなどして会話を進める。産業医が示した意見や方針が現場でどう受け止められているかを産業医に伝える。これができる衛生管理者。現場の情報を収集して伝えることが大切。また、産業医が言葉足らずになっているようなケースもある。産業医の言葉に不足があれば、衛生管理者が言葉を補い、現場に伝える。このように現場との間に入って、うまく伝えることができれば、良い衛生管理者。

(5) できる衛生管理者はここが違う③

衛生管理者は兼務で行われているケースもあり、忙しいかもしれない。しかし、単にチェックリストを確認するとかだけでなく、やる気をもって取り組もう。「今後どう変えていくのか」、「解決したい現状課題は何か」などを明確にする。「もっとこうしていきたい」と健康に関する中・長期ビジョンに基づいて、改善を進めることも大切。

(6) 事業場による産業保健活動レベル

事業場によって、産業保健活動のレベルは異なり、独自に1~6までのレベル分けで整理すると分かり易い。それぞれの事例を紹介。衛生管理者は、レベルの高い内容を焦って目指すのではなく、自分のレベルを把握した上で、一步一步PDCAを回しながら進めることが重要。衛生管理者としては、産業医に上手く協力してもらい、このレベルを上げていくことが大切。

(7) 産業医の立ち位置は様々

産業医の立ち位置は、「チームで安全衛生」を考えた際に、正解は一つではない。「産業医が監督のタイプ」、「マネージャーのタイプ」、「審判のタイプ」など事業場の状況によって様々なパターンがある。それぞれ産業医がどのような役割を持つのか、事例を基に説明。また、できていない、上手くないパターンについても、更に、産業医の立ち位置を実際のレベルで考えた際、産業医の立ち位置で要求も変わり、時として産業医が野球をやっているのに、現場ではサッカーをやっているようなちぐはぐなケースもある。

(8) 産業医に意見や要望を遠慮せずに伝えよう

衛生管理者としては、単に産業医の訪問日時を指定するだけでなく、当たり前のことのできる産業医、分かりやすい説明ができる産業医など、良い産業医を探すということも。えり好み是非してほしい。また、産業医をどう生かすのか。そのコツとしては、「事業場のリスクを想定して、回避したいという考え方を持ってもらおう」方法がある。

産業医は医師、医療の専門家ではあるものの、会社組織については素人同然。職場のことについては、衛生管理者の皆さんの方が詳しい。遠慮せずに意見や要望を産業医に伝え、産業医を上手く誘導していただきたい。

2. 「衛生管理者の立場から」 日鉄テックスエンジニア株式会社安全環境防災部健康衛生グループ 福山雄斗様

(1) ポイント

①「衛生管理者は健康衛生活動のトータルコーディネーターの役割を担っている」。

②「衛生管理者は産業保健スタッフの中で、現場を知る存在であり、より現場実態に合った提案をする必要がある」。

(2) 産業医の法定業務と衛生管理者の関わり

①健康診断・ストレスチェックの実施と結果に基づく面談、事後措置の提案

社内で行われている健診、ストレスチェックの段取り、結果の取り扱いについて、衛生管理者と産業医との連携が重要。特に、ストレスチェックの結果については、職場環境改善へつなげる点が大切。

②長時間労働者への面接指導と事後措置の提案

長時間労働者に関する人事部門と衛生部門との連携。その中での衛生管理者と産業医の関わり。さらに、長時間労働者に関するケーススタディを基に、嘱託産業医と衛生管理者の情報共有が大切である。

③衛生委員会への参加

衛生管理者が、委員会の中で伝えたい内容を産業医がフォローできるようにしてもらえそうなアプローチ、例えば「未受診者の対応について改善を進めるためのアドバイスを産業医へ求める」などがポイント。

④ストレスチェックの結果や健康情報の管理

ストレスチェックのシステム管理の方法、健康情報の取り扱いに留意。

⑤健康教育、衛生教育、健康相談の実施

産業医による講話を求めるときに、会社としてのニーズを伝えたり、健康統計のデータ、相談の取り扱い方などについて、情報共有が大変に重要。

⑥定期的な職場巡視による職場環境の把握と必要措置の提案

法令に基づく巡視ではあるものの、事前の打合せが重要。また、巡視に行く前の現場の情報提供が重要である。

(3) 連携のポイント

連携の POINT は、「情報共有・コミュニケーションの機会を多く設ける」「衛生管理者が産業医に依頼・判断頂きたい内容を明確にする」「衛生管理者が現場の実態(職場環境等)を把握しておく」「衛生管理者が産業医の職務を把握しておく」。これらを踏まえ、それぞれの職務を進めることが重要。

(4) 「連携の課題」と「まとめ」

産業医も衛生管理者も従業員の健康を守るという目的は変わらない。衛生管理者は産業医の意見をいかに現場実態に合わせることができるかが腕の見せ所。産業医が業務を遂行できるかどうかは衛生管理者次第であり、産業医が業務を遂行できるようにコーディネートすることが重要。

終わりに

今回の研修会では、大変有意義なご講演をいただき、会場においても活発な質疑応答があるなど、充実した研修会となりました。

次回はさらに多くの方々に会場にお越しいただき、グループ討議などを交えて、活発な研修会にしたいと考えています。

次回は、令和6年9月3日(火)に今回同様ハイブリッド形式の開催を予定しております。是非多くの方にご参加頂くことを願っています。

建設業の働き方改革に取り組む企業への 職場訪問を実施しました

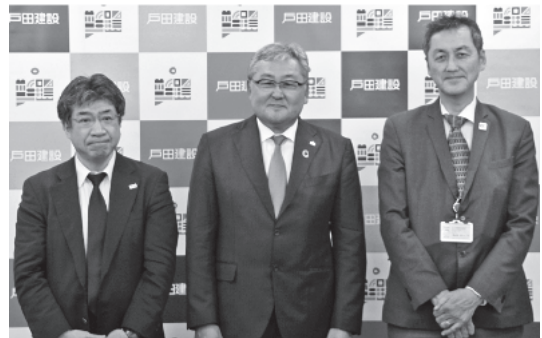
東京労働局長が関東地方整備局長とともに訪問・意見交換

東京労働局 労働基準部 監督課

東京労働局(局長 美濃芳郎)では、時間外労働の上限規制の適用を見据え、令和5年12月14日(木)に、働き方改革に積極的に取り組む建設事業者へ職場訪問し、企業トップと建設業の働き方改革や生産性向上、担い手の確保・育成・定着などについて意見交換を行いました。

また、関東地方整備局長が参加し、工事発注者としての取組状況等について紹介しました。

東京労働局では、今後も働き方改革の推進に向け、このような積極的な企業の取組を広く紹介し、各企業における働き方改革の取組を促進していきます。



(左から)美濃東京労働局長、戸田建設(株)大谷社長、藤巻関東地方整備局長

訪問の概要

1 訪問企業

企業名：戸田建設株式会社
本社所在地：東京都中央区八丁堀二丁目8番5号
従業員数：4,215名(企業全体)
事業内容：総合建設業



2 訪問当日の状況

美濃芳郎東京労働局長が、藤巻浩之関東地方整備局長とともに訪問し、戸田建設株式会社 大谷清介代表取締役社長から取組状況についてご紹介をいただきました。また、藤巻局長から時間外労働の上限規制を見据えた工事発注者としての取組状況等について紹介しました。

また、戸田建設株式会社の従業員の方々からもお話をお伺いし、その後、3者で建設業の働き方改革や生産性向上、担い手の確保・育成・定着などについて意見交換を行いました。



戸田建設(株)大谷社長から取組状況を紹介

3 戸田建設株式会社の主な取組事例

建設業は、社会資本の整備等日本社会に欠かせない重要な産業である一方で、人手不足の状況が高まっており、新規の入职を促進し、将来に亘って貴重な担い手の確保・育成・定着が必要不可欠となっている。そのため、ICT等の活用等による生産性向上とともに、時間外労働の削減等の職場環境の改善が重要であり、以下の取組を行っている。

(1) 人材の確保・育成・定着に関する取組

ア 自社の人材育成・定着の取組

- 一人ひとりのキャリアアップ志向に合わせて**選択できる開発プログラムを整備**し、中長期的な個人の成長促進に取り組んでいる。

- **1 on 1 ミーティング**を年6回実施し、上司と部下の信頼関係の構築に取り組むとともに、**メンター制度**により、プライベートを含め、心のケア等に努めている。

- 女性活躍推進に取り組んだ結果、**えるぼし認定(最上位の三つ星)**を取得。

イ 協力会社との共生・共栄の取組

- **協力会社とパートナーシップ委員会を設置**し、2024年問題への対策、人材確保、安全対策等について意見交換し、取組を実施。

取組例 協力会社へのファン付き作業服・ハーネス安全帯の整備支援、職長研修の実施等協力会社約1,500社で組織する団体と連携し、**協力会社のリクルート活動(リーフレット・ホームページ作成、工業高校への出前授業等)を支援**。

- **優良技能者認定制度を創設**し、認定された職長に対して**手当を支給**。

ウ 「(一財)戸田みらい基金」による担い手育成等の事業

- 建設産業における将来の担い手不足という課題の解決のため、**(一財)戸田みらい基金**を設立し、**協力会社に限定せず、団体・企業の事業・活動に助成を実施**。また、外国人技能実習生に対する支援も実施。

(2) 時間外労働の削減の取組

- 4週8閉所(休)の推進のため、民間工事でも**適切な工期に関して発注者との協議を徹底**。
- 本社で、全社的な時間外労働の状況をリアルタイムで把握し、上限規制が遵守できるよう、時間外労働時間数に応じて、**本人とともに上司にも注意喚起メール**を自動送信。
- **フレックスタイム制のコアタイムを廃止**し、柔軟な働き方を目指す。

(3) ICT(情報通信技術)による生産性の向上の取組

- 土木工事現場では、**マシンコントロールによる法面施工**(画像1)や**ドローンによる測量盛土管理**(画像2)を行い、対応人員の削減や作業時間の短縮を図っている。



画像1 マシンコントロールによる法面施工



画像2 ドローンによる測量盛土管理



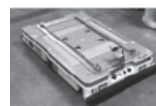
- 建築工事現場でも、**垂直・水平自動搬送システム**(画像3)で夜間に荷を搬送することにより、日中の搬送作業時間を低減する取組などを積極的に進めている。



自動開閉扉が設けられた工事用エレベーターで搬送階へ自動揚重



専用台車で運搬



搬送機械



画像3 垂直・水平自動搬送システム

4 関東地方整備局の主な取組事例

建設業の働き方改革の推進について工事発注者等に対し理解・協力を求めていくとともに、自らも工事発注者として積極的に取り組んでいる。



(一財)戸田みらい基金の活動例
学生たちがコンクリートカヌーを設計・制作し、工夫を凝らしたアイデアでスピードを競う活動を助成。

(1) 4週8閉所の推進

直轄工事を全て週休二日工事とするだけでなく、都県発注工事についても週休二日工事について理解を求めるとともに、民間工事に対しても経営者団体等を通じて理解促進を図っている。

(2) 工事書類のスリム化

直轄工事において、工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化等を推進。

(3) インフラ分野のDXの推進

測量から設計、施工、検査、維持管理に至る全てのプロセスでICTを導入することにより建設生産システム全体の生産性向上を目指す取組である「i-Construction(アイ・コンストラクション)」や施工時期の平準化を推進。

5 従業員の方からのヒアリング

現場で施工管理を行う従業員の方々からヒアリングを行い、実際の経験に基づいた貴重なお話をいただきました。(その一部を記載)

- 若手の立場では、バックオフィスに作業依頼をするのに戸惑うこともあったが、現在は、自社開発のアプリを利用することで、本社業務推進部が代わりに作業依頼をしてくれるようになり、仕事をしやすくなった。(入社5年目・女性)
- リクルーターとして学生と話す機会も多いが、学生からは残業時間の質問も多い。建設業の担い手確保のためには、時間外労働削減が重要。(入社5年目・女性)
- 建設現場の管理は大変な面もあるが、若い社員は生き生きと仕事をしており、工事が完成した時にはすごく嬉しそうな顔になる。こうした達成感はいつの時代も変わらないし、建設業の魅力を広く発信していきたい。(入社27年目・男性)



6 意見交換の様子



- 戸田みらい基金の活動など、どのような想いで、こういった活動を行っておられるのでしょうか。 ➡
- 建設業の担い手確保は社会課題。建設業がサステナブルであるためには、長期的な視野に立って取り組まなければならないという想い。
- 工事現場の4週8閉所を広げるための課題はありますか。 ➡
- 休日が増えても収入が確保できるよう職人の報酬を上げていく必要がある。発注者にも御理解・御協力をいただきたい。
- 現場の情報を経営幹部が把握する仕組み、心構えをお聞かせください。 ➡
- 現場を訪問し、現場の職員、作業員と直接話す。Webシステムを活用し、日ごろからコミュニケーションを図る。

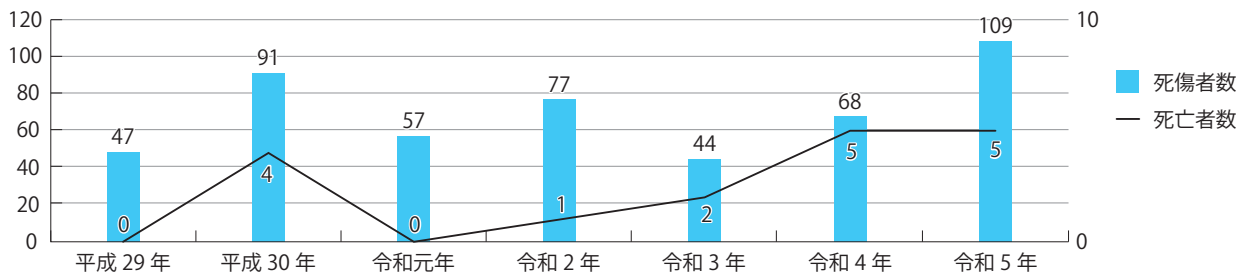
4月は「熱中症予防対策の準備期間」です

今年も「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します

東京労働局 労働基準部 健康課

令和5年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害は109件発生し、うち5件が死亡災害となっています(令和6年1月末日現在)。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう。



東京の熱中症による死傷者数の推移(平成29年～令和5年)

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン(令和6年5月～9月)



キャンペーン
実施要項



職場における
熱中症予防情報
ポータルサイト

準備期間(4月)にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施



労働災害防止キャラクター
チューイ カン吉

応募は Web サイトから*

第 40 回安全衛生標語募集要領

中央労働災害防止協会(中災防)では、働く人の安全と健康の確保をめざし、労働災害のない安全で快適な職場づくりを呼びかける「安全衛生標語」(令和 7 年 年間標語、令和 6 年度 年末年始無災害運動標語)を募集します。

※はがき、ファクスによる応募は終了し、Web サイトからの応募に変わりました。

標語の種類

A 令和 7 年 年間標語

(実施期間 令和 7 年 1 月～12 月)

趣旨 労働災害のない安全で快適な職場を築くために、働く人一人ひとりのかけがえのない命と健康の確保を最優先にする職場風土づくりをアピールするもの。

B 令和 6 年度 年末年始無災害運動標語

(運動期間 令和 6 年 12 月 1 日～令和 7 年 1 月 15 日)

趣旨 何かと慌ただしい年末年始を無災害で過ごし、働く人すべてが新年の幕開けを明るく笑顔で迎えられるよう、労働災害防止の重要性について訴えるもの。

A、B ともに働く人が唱和しやすく、簡明かつ親しみやすい字配りにご配慮ください。最大でもおおむね 35 音までが、読みやすく言いやすい音数の目安となります。

例「年末年始」は 7 音

入賞

入選 各 1 点 (表彰状および副賞賞金 3 万円)

佳作 各 3 点以内 (表彰状および副賞賞金 1 万円)

中学生以下の応募者の作品が入賞した場合には、副賞賞金に代えて賞金額相当の図書カードを授与します。

応募方法

Web サイト上の応募フォームによる応募

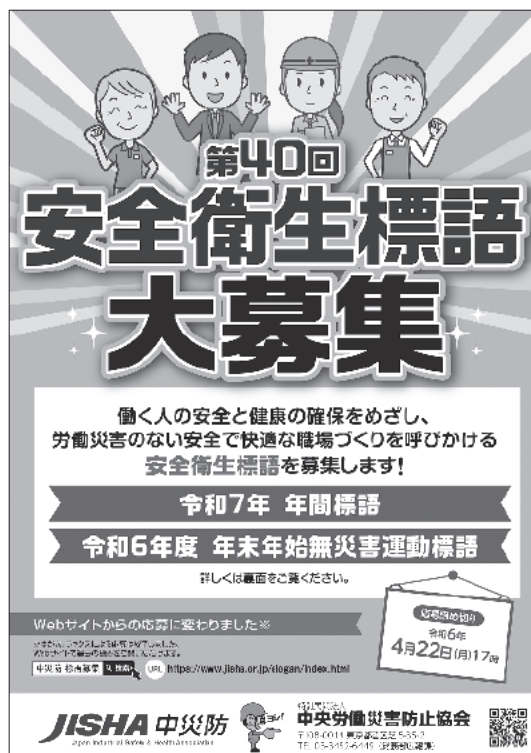
中災防のホームページにある安全衛生標語応募フォームよりご応募ください。

応募フォームは、①年間標語(1 名分応募)、②年間標語(複数名分一括応募)、③年末年始無災害運動標語(1 名分応募)、④年末年始無災害運動標語(複数名分一括応募)、の 4 種類があります。標語の種類と人数に合った応募フォームよりご応募ください。

なお、標語の種類ごとに作者一人につき最大 3 作品まで応募できます。4 作品以上の応募、また応募内容に不備があるもの、はがき、ファクス、メールによる応募は無効となりますのでご了承ください。

応募フォームはこちら

<https://www.jisha.or.jp/slogan/index.html>



応募締め切り

令和6年4月22日(月)17時

選考・発表・表彰等

選考は、中災防内に安全衛生標語選考委員会を設け審査を行い、7月末までに入賞者に通知いたします。また、8月に中災防のホームページ(下記参照)および月刊誌「安全と健康」、「安全衛生のひろば」各9月号にて発表を予定しています(入賞者の氏名および所属(応募フォームに記入されている場合)も公表させていただきます)。

著作権・入選作品の活用等

入賞作品に係る著作権は、すべて中災防に属するものとします。

また、入賞者は著作者人格権に基づく権利を行使しないものとします。

両標語の入選作品は、中災防の各種普及啓発資料等に使用するほか、中災防が制作する普及啓発用リーフレット、ポスター等の図書・用品に使用いたします。

個人情報保護について

この標語募集によって中災防が取得することとなる応募者に係る個人情報については、当協会が責任をもって保管し、本事業の的確な実施(連絡、運営、後日の問い合わせ対応等)に利用させていただきます。希望される方には、当協会が行う各種セミナー、出版する図書等、アンケートのご案内、その他公益的な観点からの情報等をご案内することがあります。

応募上の注意

- ①応募作品は作者(人)が考えたオリジナルで未発表の作品に限ります。未発表の作品とは、これまで不特定多数の人の目に触れる形(WebサイトやSNSでの掲載を含みます)で発表されたことのないものを指します。他の募集との二重応募や、既に公表・使用された標語と同一または類似とみなされた場合、結果発表後でも入賞を取り消すこととします。
- ②同一の応募作品が複数あり、その作品が入賞した場合、抽選で1名を入賞とします。
- ③入賞作品決定に当たって、応募者の承諾のもと、加筆・修正することがあります。
- ④応募作品に関連して、第三者とのトラブルが生じた場合、すべて応募者の責任において対処し、当協会は一切責任を負いません。
- ⑤選考基準、選考結果に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- ⑥応募者は作品を応募した時点で募集要領に同意したものとします。
- ⑦応募された作品の変更や取り下げはできません。

問い合わせ先

特別民間法人 中央労働災害防止協会 総務部広報課 安全衛生標語募集係

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

TEL 03-3452-6449

URL <https://www.jisha.or.jp/> E-mail koho@jisha.or.jp

第83回

全国産業安全衛生大会

大会テーマ **変わる時代に 変わらぬ誓い 安全・健康・平和な未来**



全国産業安全衛生大会は、全国から産業安全・労働衛生の関係者が一堂に集い、
 企業の研究発表や、専門家による講演などを行う、国内最大の安全衛生イベントです。
 産業現場での安全と健康の確保を誓う安全文化の築造に、ぜひご参加ください。

令和6年

開催期間

11.13 WED **15** FRI

会場

広島県立総合体育館 (グリーンアリーナ)
 広島国際会議場 ほか (広島県広島市)

同時開催

緑十字展2024 広島県立広島産業会館



中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課
 TEL: 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/taikai/2024/>

主催: 中央労働災害防止協会
 協力: 公益社団法人 広島県労働基準協会 協賛: 各都道府県労働基準協会(連合会) ほか

全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work, Safe Life ~

JISHA 中災防
 Japan Industrial Safety & Health Association



本年4月1日から

建設業・自動車運転業務・医師にも 時間外労働の上限規制が適用されます

36協定届が新しい様式に変わります

東京労働局 労働基準部 監督課

本年4月1日から、建設業・自動車運転業務・医師においても時間外労働の上限規制が適用され、これに伴い、時間外労働及び休日労働に関する協定(以下「36協定」という。)届が新しい様式に改正されます。

関係事業者におかれては、本年4月1日からの上限規制の適用に伴い、36協定の内容に合った『新しい様式による届出』が必要になります。

東京労働局(局長 美濃芳郎)では、都内18の労働基準監督署(支署)に設置している「労働時間相談・支援コーナー」や、委託事業で運営している「東京働き方改革推進支援センター」において、主に中小企業の事業主の方に対し、36協定届(新様式)の記載方法を含む労働時間制度全般に関する相談への対応や支援をしています。東京労働局では、こうした取組を通じて労働時間の改善などを促し、働き方改革の推進を図っていきます。

36協定届の新しい様式について

36協定届の新様式(建設業・自動車運転業務・医師)は、以下のページからダウンロード可能です。また、同ページに、36協定届の記載例や労働基準法等の改正内容等をご案内するリーフレットも掲載していますので、ご参照下さい。



https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/36_kyoutei.html

相談・支援窓口

- 東京労働局 労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー

専門の「労働時間相談・支援班」が、36協定届(新様式)の記載方法や労働基準法等の改正内容等の相談について、窓口及び電話のほか、個別訪問やリモートにより相談・支援を実施しています。



<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/001725252.pdf>

- 東京働き方改革推進支援センター(東京労働局委託事業)

働き方の見直しや労務管理のお悩み解決に向けて、社会保険労務士等の専門家がサポートしています。



<https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tokyo/>

別添1 「『働き方改革』への取り組みを支えるため労働時間相談・支援コーナーを労働基準監督署に設置しています。」

別添2 「東京働き方改革推進支援センターが、事業主の皆様を無料でご支援いたします。」

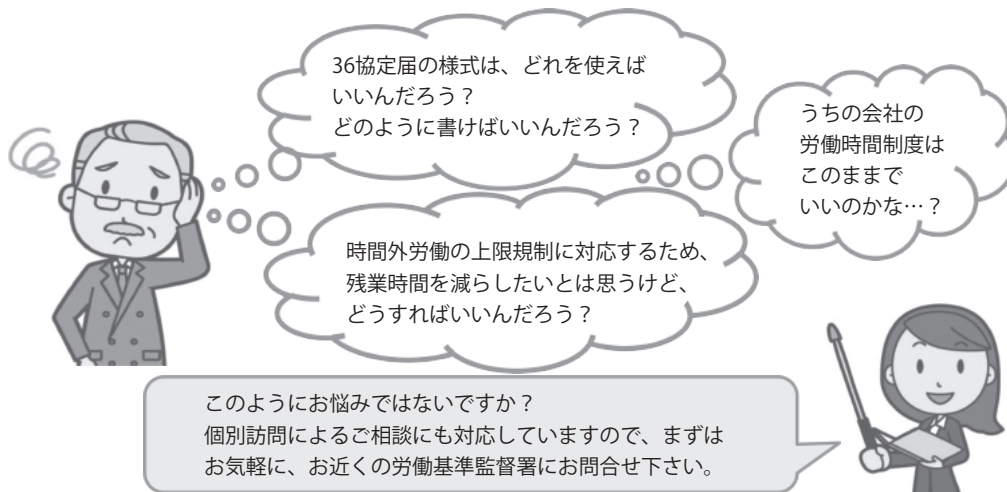
中小企業事業主等のみなさまへ

「働き方改革」への取組を支えるため労働時間相談・支援コーナーを労働基準監督署に設置しています。

令和6年4月1日から建設業・自動車運転業務・医師に時間外労働の上限規制が適用されますが、ご準備はお済みでしょうか？

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、お悩みに沿った解決策をご提案します。

- 労働基準法等の改正内容
- 36協定届(新様式)の書き方を含む労働時間制度全般
- 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- 長時間労働の削減に向けた取組み
- 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金



- 「労働時間相談・支援コーナー」は、全国の労働基準監督署に設置しています。
 - 窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。
- 受付時間：8時30分～17時15分(土・日・祝祭日を除く)

* Microsoft Teams によるリモート相談・支援も行っています！(詳細は次ページへ)

個別訪問による相談・支援に加えてリモートによる相談・支援を実施しています！

専門の「労働時間相談・支援班」が対応します

ウェブ会議システム「Microsoft Teams(チームズ)」を利用した、リモートによる相談・支援(都内の労働基準監督署のみ)を行っています。

- リモートによる相談・支援は、都内に所在する事業者のみご利用可能です。
- Microsoft Teams が使用できる環境をご用意ください。
- 申込方法：各労働基準監督署(都内のみ)へお電話でお申し込みください。

都内の労働基準監督署の電話番号と管轄区域

労働基準監督署	電話番号	管轄	労働基準監督署	電話番号	管轄
中央労働基準監督署	03-5803-7381	千代田区、中央区、文京区、大島町、八丈町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村	足立労働基準監督署	03-3882-1188	足立区、荒川区
			向島労働基準監督署	03-5630-1031	墨田区、葛飾区
			亀戸労働基準監督署	03-3637-8130	江東区
			江戸川労働基準監督署	03-6681-8212	江戸川区
上野労働基準監督署	03-6872-1230	台東区	八王子労働基準監督署	042-680-8752	八王子市、日野市、稲城市、多摩市
三田労働基準監督署	03-3452-5473	港区	立川労働基準監督署	042-523-4472	立川市、昭島市、府中市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、武蔵村山市、東大和市
品川労働基準監督署	03-3443-5742	品川区、目黒区			
大田労働基準監督署	03-3732-0174	大田区			
渋谷労働基準監督署	03-3780-6527	渋谷区、世田谷区	青梅労働基準監督署	0428-28-0058	青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、西多摩郡
新宿労働基準監督署	03-3361-3949	新宿区、中野区、杉並区	三鷹労働基準監督署	0422-67-0651	武蔵野市、三鷹市、調布市、西東京市、狛江市、清瀬市、東久留米市
池袋労働基準監督署	03-3971-1257	豊島区、板橋区、練馬区			
王子労働基準監督署	03-6679-0183	北区	八王子労働基準監督署 町田支署	042-718-8610	町田市

中小企業・小規模事業者の皆様へ

職場環境の整備・社員の待遇改善への対応はお済みですか？

(厚生労働省 東京労働局 委託事業)

東京働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を **無料**でご支援いたします。

悩める経営者のチカラになります！



ワンストップ 無料相談

特に、以下のお悩みや課題は迷わずご相談ください。

- 時間外労働・休日労働
- 36 協定
- 就業規則の見直し
- ハラスメント対策
- パート、アルバイト、派遣の「同一労働・同一賃金」
- 育児・介護休業の整備

※これらは相談事例の一部です。労務管理全般のご相談もお受けします

当センターではご要望に応じ、企業経営や労務管理の専門家が無料で以下の支援をお手伝いしています。

個別企業訪問

ご希望日に専門家が貴社を訪問
またはオンライン対応にて、
課題解決に向けた支援を行います。

セミナー・講師派遣

お気軽にご参加いただける
WEBセミナーやご要望に応じた
セミナー講師派遣を実施しています。

常駐相談

当センター内で、電話・メール・
来所による相談を行っています。

※オンライン(zoom 使用)でのご相談、セミナー開催も対応しています。

東京働き方改革推進支援センター

Web ページ



<https://hatarakikatakaiikaku.mhlw.go.jp/consultation/tokyo/>

東京働き方改革推進支援センター

受付時間

平日 9:00 ~ 18:00

〒105-0001
東京都港区虎ノ門 1-16-8
虎ノ門石井ビル 4 階

電話

0120-232-865

E-mail

tokyo@task-work.com

ファックス

03-6206-7046



裏面は無料出張相談申込票になっております。FAX または E-mail でもお申込みいただけます。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
(厚生労働省 東京労働局 委託事業)

お申し込みフォーム



専門家による無料出張相談 申込票

東京働き方改革推進支援センター 宛

03-6206-7046

申込日： 年 月 日

E-Mailの方は、tokyo@task-work.com へ下記内容をお送りください。

会社名 事業所名			
業 種		従業員数 (正社員)	
所 在 地	〒 -		
ご担当者氏名		担当部署 ・役職	/
電 話	() -	() -	
メールアドレス	@		
相談希望日時 <small>(専門家を選定しますので、1～2週間後で日程設定ください。)</small>	○月○日 午前、午後、一日中 等の記載も可です。専門家と後日調整 <input checked="" type="checkbox"/> でも結構です 第1希望 月 日 / 時から 第2希望 月 日 / 時から <input type="checkbox"/> 専門家と後日調整		
相談内容 <small>(最大2つまで <input checked="" type="checkbox"/> チェックして下さい)</small>	<input type="checkbox"/> 生産性向上・業務の効率化 <input type="checkbox"/> 給与体系・就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 時間外労働、36 協定 <input type="checkbox"/> 人材不足対応(育成含む) <input type="checkbox"/> 外国人、高齢者の雇用 <input type="checkbox"/> 女性の活躍推進 <input type="checkbox"/> ハラスメント対策 <input type="checkbox"/> 助成金全般 <input type="checkbox"/> パート、アルバイト、派遣社員の「同一労働同一賃金」 <input type="checkbox"/> 育児・介護休業の整備 <input type="checkbox"/> 有給休暇 <input type="checkbox"/> その他(
	特に相談したい内容をご記入ください。		

ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-8 虎ノ門石井ビル4階

☎ 0120-232-865 ☎ 03-6206-7046 ✉ tokyo@task-work.com

東京働き方改革推進支援センター



さんぼくん

独立行政法人 労働者健康安全機構

東京産業保健総合支援センター研修案内 (令和6年4月～令和6年5月)

◆産業保健研修◆

令和4年12月開催分から、従来の「保健師・看護師研修」「人事・労務・衛生管理者研修」を統合して「産業保健研修」といたしました。産業看護職・人事労務担当者等、産業保健スタッフを対象とした研修です。

※単位等の取得はできません。

- 研修は当センターのホームページからお申し込みください。※利用者登録(無料)が必要です。
- 当センターが主催する研修は、すべて無料で受講できます。
- 研修は当センターの研修室で開催しています。会場が異なる場合は表記いたしますのでご注意ください。

〒102-0075 東京都千代田区三番町
6-14 日本生命三番町ビル3F

TEL : 03-5211-4480

FAX : 03-5211-4485

URL : <https://www.tokyos.johas.go.jp/>

Web 研修

- 当センターホームページの「web 研修会受講の注意事項及び受講手順」を必ずご覧の上、お申し込みください。
- 講義の後、チャットにて質問を受け付ける予定です。

研修日時	研修テーマ	講師	定員
4月9日(火) 14:00～16:00	web 研修会 職場の安全と安心を守る カスタマーハラスメント対策 カスタマーハラスメント(以下カスハラ)対策は従業員が安心して働ける組織づくりのために必要不可欠なものであり、事業所として対策を講じることが求められています。 ですがカスハラは社内のハラスメントと違い、社外の顧客関係が複雑にからんだデリケートな問題です。 トラブルから組織や従業員を守るためカスハラ対策の取り組み方について考えてみましょう。	産業カウンセラー 森井 梢江	70
5月10日(金) 14:00～16:00	web 研修会 レジリエンスについて 仕事上の挫折や生活上でのネガティブなライフイベントは、程度の差はあれ、すべての人に共通して起こり得る。特に現代社会においては、以前よりも多種多様な困難や不測の事態がより身近に存在する現状がある。ネガティブなライフイベントは避けることが出来ないが、ネガティブなライフイベントを経験してもそれを糧とし、しなやかに乗り越えていくことが必要となるのではないだろうか。 EAP カウンセラーの経験から挫折・困難な状況からの回復力である「レジリエンス」について情報提供いたします。	レジリエ研究所 所長/(一社) 国際EAP協会 日本支部理事長 市川 佳居	70
5月15日(水) 14:00～16:00	web 研修会 産業保健スタッフ等が知っておきたい国が支援する7つの最新キーワード&ツール^⑩ 産業保健スタッフ等(保健師・看護師、人事労務担当者等)が、経営トップに説明したり、労働者に研修したりする際に、「使えるネタ」を提供します。 「過労死対策」、「心理的安全性」、「健康経営優良法人認定制度」などのキーワードを最新情報と共に解説いたします。 また、法に基づくストレスチェック制度を実施した後、集団分析結果を踏まえた職場環境改善活動時に使える最新ツールや、企業の取り組み事例、工夫のポイントなども紹介します。通常よりも事例を多くご紹介します。 本講義を通じ、自社に持ち帰った上で、働く人のメンタルヘルスに関し説明する力が身につけられることを願っております。 希望者には当日使用したスライドや情報元となるURL一覧を差し上げます。	「こころの耳」 事務局長 石見 忠士	70

研修日時	研修テーマ	講師	定員
5月22日(水) 14:00~16:00	<p>web 研修会 メンタルヘルス対策と心の健康づくり計画作成のポイント</p> <p>職場や業務に対して悩みやストレスを抱える社会人は、近年増加傾向にあり、メンタルヘルス対策の取り組みは、事業場にとって喫緊の課題の一つと言っても過言ではありません。</p> <p>そこで、厚生労働省では、メンタルヘルス基本方針として、事業場に対して「心の健康づくり計画」の策定を指示しています。</p> <p>当研修では、その「心の健康づくり計画」の策定方法、ポイント等を解説します。</p>	<p>本山社会保険 労務士/行政書士 事務所所長 特定社会保険労務 士・行政書士・ 公認心理士 本山 恭子</p>	70

会場研修

研修日時	研修テーマ	講師	定員
4月4日(木) 14:00~16:00	<p>働く人の健康づくりは日常生活の動作改善から～「転倒防止」「腰痛・肩こり予防」～</p> <p>働く人の身体機能低下による「腰痛」「肩こり」の慢性化、「転倒」などの労働災害が増加しています。</p> <p>この講習会では、関節などにふれながら骨、筋肉、関節を連動して動かす「骨ストレッチ」を紹介していきます。</p> <p>骨ストレッチを行うと、日常生活の動作の筋肉への負担が減り、楽に動けるようになるので「腰痛」「肩こり」などの予防になります。</p> <p>また、骨・筋肉・関節が連動して動くので脚も上がりやすくなり、「転倒」災害の防止につながります。</p> <p>実技を交えながらの講習会ですが、普段着で年齢に関係なく、誰でもその場で簡単に実施できます。</p> <p>また、職場で無理なく展開できる方法について紹介しますので、この機会に体験していただき職場の健康づくりに役立てていただきたいと思います。</p> <p>◆重要◆体を動かしますので、水分補給のため、飲み物をご持参ください</p>	<p>スポーツケア 整体研究所(株) 小沼 博子</p>	29
4月12日(金) 14:00~16:00	<p>作業環境測定方法</p> <p>本研修は、「デジタル粉じん計」や有機溶剤等有害ガスや事務所の一酸化炭素測定に用いられる「検知管」それに局所排気装置の性能検査で使われる「スモークテスター」「熱線風速計」等の実習を行います。</p>	小嶋 純	16
4月15日(月) 14:00~16:00	<p>メンタルヘルス『社内研修の進め方』～セルフケア～</p> <p>「心の健康づくり計画」にあたって4つのケアを中心に策定されており、社内研修はその理解を深める教育・情報提供の場となります。</p> <p>加えて最近では4つのケアの円滑な相互の「連携」をすすめていくことが必要とされています。</p> <p>ここ数年の covid-19 の影響もあり、セルフケアの必要性が再認識されています。</p> <p>今回はアンガーマネジメントも含めて、有効なメンタルマネジメント方法等を解説します。</p> <p>事業所に戻れば社内研修の実施者となる参加者の方々とともに、関心、興味を集める社内研修の進め方について一緒に考えていきたいと思います。</p>	松井 知子	55
4月18日(木) 14:00~16:00	<p>労働安全衛生管理基礎講座①</p> <p>「労働安全衛生法」の中で労働者の健康管理(衛生管理)に関連する条文は数多くあります。</p> <p>実際には、「労働安全衛生法」だけでなく「労働安全衛生規則」をはじめとした諸規則の理解も必要になります。</p> <p>本講座ではテキストに当センター発行「令和5年度版労働衛生のハンドブック」を使用し、法令に基づく労働衛生管理の基礎について4回に分けてわかりやすく解説します。</p> <p>また労働衛生に関する最新の動向もご紹介します。</p> <p>今回はその1回目、労働安全衛生法とは？その中には何が書かれているのか？など労働安全衛生法及び関係する諸規則等の全般について解説します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2回目は、安全衛生管理体制、健康診断等健康管理等 ・3回目は、心と身体の健康づくり(メンタルヘルス、過重労働による健康障害防止対策を含む)、職業性疾病等 ・4回目は、快適職場、作業環境測定等の他、過重労働による健康障害防止対策にとって重要な労働基準法(労働時間管理関係)を予定しています。 <p>本講座は令和5年度に実施した同名の講座と同様の内容となっておりますが、令和5年以降に改正された法令等については改正後の法令に基づき解説します。</p> <p>なお、「令和5年度版労働衛生のハンドブック」をお持ちの方はご持参ください(お持ちでない方は当日差上げます)。</p>	中山 篤	55
4月19日(金) 14:00~16:00	<p>部下やメンタルヘルス不調者とのコミュニケーションII</p> <p>援助になるかわり方について振り返り、学んでいきます。</p> <p>1(令和3年度実施)での研修内容に加えて、メンタルヘルス不調の部下を抱えた上司の支援について考えます。</p>	松島 尚子	29
4月23日(火) 14:00~16:00	<p>ストレスチェック制度の効果的な活用</p> <p>～セルフケア、集団分析を利用した職場環境改善への取り組みについて～</p> <p>年1度のストレスチェックの実施をしても、その結果を十分に活用できていないのではないかと、お悩みではないでしょうか？</p> <p>メンタルヘルス対策は第14次労働災害防止計画の重点対策とされており、ストレスチェックの集団分析を用いた職場環境の改善に取組むことが望まれています。</p> <p>今回は、その取組みに一步踏み出すときに参考となるような具体的なお話をさせていただきます。</p> <p>また、個々人が結果を活用できるよう、労働者のセルフケア能力をサポートすることについてもお話しをしていきたいと思います。</p>	<p>社会保険労務士 産業カウンセラー 紺野 由美子</p>	55

研修日時	研修テーマ	講師	定員
4月24日(水) 14:00～16:00	ストレスチェック制度の概要等と実践例として ～高ストレス者面談後の一事例、ある集団分析の見方について～ ストレスチェック制度は、平成27年12月1日に施行され、7回の実施が過ぎました。受検者の方々の「ストレスの気づき」につながっていますでしょうか。その成果等をどのように受け止めていますでしょうか。実施側と受ける側の視点の相違もあるかもしれません。実施方法としては、厚労省のプログラム活用、専門実施機関への委託など、多様化に伴い、チェック項目数、費用も含め、考えさせられるところが多々あるのではないのでしょうか。今回、実施後の高ストレス者面談実施後の一例、ある集団分析の見方などお伝えして、皆さんと意見交換ができれば幸いです。ストレスチェック実施はとて面白い機会、可視化できる心の健康診断とも言えます。働きやすい職場づくりに向けて一緒に学習していきましょう。	労働者健康安全機構 産業保健アドバイザー 公認心理師 菅野 由喜子	55
5月7日(火) 14:00～16:00	職場の感染症対策 職場の感染症対策の重要性が増しています。これには季節性インフルエンザなど日常的に発生する感染症だけでなく、新型コロナウイルス感染症についても十分な対策を構築しておく必要があります。本研修では国内の職場や海外派遣労働者にリスクのある感染症対策の最新情報を解説します。	濱田 篤郎	55
5月9日(木) 14:00～16:00	働く人の健康づくりは日常生活の動作改善から～「転倒防止」「腰痛・肩こり予防」～ 働く人の身体機能低下による「腰痛」「肩こり」の慢性化、「転倒」などの労働災害が増加しています。この講習会では、関節などにふれながら骨、筋肉、関節を連動して動かす「骨ストレッチ」を紹介していきます。骨ストレッチを行うと、日常生活の動作の筋肉への負担が減り、楽に動けるようになるので「腰痛」「肩こり」などの予防になります。また、骨・筋肉・関節が連動して動くので脚も上がりやすくなり、「転倒」災害の防止につながります。実技を交えながらの講習会ですが、普段着で年齢に関係なく、誰でもその場で簡単に実施できます。また、職場で無理なく展開できる方法について紹介しますので、この機会に体験していただき職場の健康づくりに役立てていただきたいと思います。 ◆重要◆ 体を動かしますので、水分補給のため、飲み物をご持参ください	スポーツケア 整体研究所(株) 小沼 博子	29
5月20日(月) 14:00～16:00	労働安全衛生法概論 労働安全衛生法の基本的構造や規制項目を概観します。昭和47年の法施行時以降の法改正の目的やその特徴等も、併せて考えてみましょう。実務段階で多くの方がお持ちになるだろう疑問点や意見も踏まえた実践的解釈にも留意したいと思います。	飯島 正三	55
5月23日(木) 14:00～16:00	労働安全衛生管理基礎講座② 「労働安全衛生法」の中で労働者の健康管理(衛生管理)に関連する条文は数多くあります。実際には、「労働安全衛生法」だけでなく「労働安全衛生規則」をはじめとした諸規則の理解も必要になります。本講座ではテキストに当センター発行「令和5年度版労働衛生のハンドブック」を使用し、法令に基づく労働衛生管理の基礎について4回に分けてわかりやすく解説します。また労働衛生に関する最新の動向もご紹介します。 ・今回はその2回目です。 1回目、労働安全衛生法とは？その中には何が書かれているのか？など労働安全衛生法及び関係する諸規則等の全般について解説しましたが、今回は、安全衛生管理体制、健康診断等健康管理等について解説します。 ・3回目は、心と身体の健康づくり(メンタルヘルス、過重労働による健康障害防止対策を含む)、職業性疾病等 ・4回目は、快適職場、作業環境測定等の他、過重労働による健康障害防止対策にとって重要な労働基準法(労働時間管理関係)を予定しています。 本講座は令和5年度に実施した同名の講座と同様の内容となっていますが、令和5年以降に改正された法令等については改正後の法令に基づき解説します。 なお、「令和5年度版労働衛生のハンドブック」をお持ちの方はご持参ください(お持ちでない方は当日差上げます)。	中山 篤	55
5月24日(金) 14:00～16:00	メンタルヘルス不調の職場復帰支援 ～適応できなくなる特性を持つ2次障害の事例を踏まえて～ 休職の経緯として、きっかけはいろいろありますが、うつ症状等のためにお休みになる状態はほぼ共通しているでしょう。しかし、うつ症状の改善だけでは復帰が進まない、特性を持つ場合は、特に考えていかなければいけない状況が見えてきます。いかがでしょうか。関わりには、職場や関係者の不調の理解を深めることは必須であり、見合う職場環境を考える、また、その人らしい働き方を見つける、背景を加味しながら支援することが必要でしょうか。求められる支援、まさにディセント・ワークをめざす職場復帰支援の流れを感じています。そんな事例をお伝えしながら、深める支援を考えていきたいと思います。	労働者健康安全機構 産業保健アドバイザー 公認心理師 菅野 由喜子	55
5月28日(火) 14:00～16:00	新型うつ、適応障害、発達障害、いわゆる「グレーゾーン」とどうつきあうか、育て直しの職場コミュニケーションを考える 新型うつ、適応障害、発達障害など職場の不応は軽症化するもの多様化が進んでいる。診断がつくほどではないが(弱い疾病性)、症状が隠れていて本人も周囲も気づきにくい困っている(強い事例性)ケースに職場はどうつきあっていけばいいのかわからない。コミュニケーションの取り方を変えて「育て直し」ていくことを考えていきます。	廣川 進	55

研修日時	研修テーマ	講師	定員
5月29日(水) 14:00～16:00	働き方改革関連法をめぐる現状と課題 ～時間外労働の上限規制とカスタマーハラスメント～ 2019年4月に施行された「働き方改革関連法」及び同法の基礎となった「働き方改革実行計画」について時間外労働の上限規制を中心として振り返り、長時間労働者の現状と課題及び2024年4月に施行される「適用猶予事業・業務(建設業、自動車運転者及び医師)の時間外労働規制のあらましを解説します。 また、2023年9月に「精神障害の労災認定基準」に追加されたカスタマーハラスメントの対策について解説します。	荒川 輝雄	55
5月30日(木) 14:00～16:00	「メンタルヘルス・マネジメント入門」～社員を円滑に専門家につなぐ方法～ 社員にメンタルヘルス不調が発生した場合、その社員が医療、もしくは産業保健スタッフに繋がるまでは、主に管理監督者もしくは人事労務担当者が関わることになります。 そこで、社員を精神科に繋げるためには、精神科が必要だという根拠を示し、かつ精神科の受診を勧めるという勧奨スキルも重要となります。個人情報のやりとりにも、丁寧に「同意を取る」関わりが必要です。 本研修では、社員を円滑に専門家につなげるための方法について解説を行います。	(株)ジャパン EAP システムズ 臨床心理士 松本 桂樹	55

公益社団法人東京労働基準協会連合会

「東基連たま研修センター」貸し会議室のご案内

この度、「東基連たま研修センター」を座学の講習会場として常設いたしました。貸し会議室として貸出いたします。研修、面接、会議や各種講習会、セミナーなどに是非、ご利用ください。

詳細は各支部にお問い合わせください。



- JR 立川駅北口ペDESTリアンデッキ N19 階段から昭和記念公園通りに出て徒歩 7 分
いちご立川ビル(7 階建て)の 2 階
- 定員：81 名教室形式、間取り自由、Wi-Fi、プロジェクター、可動式スクリーン、ワイヤレスマイク、ホワイトボードなど完備

料金表

貸出単位	平日		休日	
	会員	一般	会員	一般
1 時間	5,500	7,700	6,600	9,240
午前(9:00～12:00)	16,500	22,000	19,800	26,400
午後(13:00～17:00)	22,000	30,800	26,400	36,960
夜間(18:00～20:00)	13,200	18,700	15,840	22,440
終日(9:00～17:00)	38,500	52,800	46,200	63,360
終日(9:00～20:00)	51,700	71,500	62,040	85,800
延長料金(30分ごと)	3,300	4,400	3,960	5,280

〒190-0012 東京都立川市曙町 1 丁目 21-1 いちご立川ビル 2 階 公益社団法人東京労働基準協会連合会

八王子労働基準協会支部 TEL 042-512-5312

立川労働基準協会支部 TEL 042-512-5311

青梅労働基準協会支部 TEL 042-512-5408

三鷹労働基準協会支部 TEL 042-512-5435

FAX(各支部共通) 042-512-5473

女性活躍推進セミナー 2023～職業生活と家庭生活が両立できる“職場環境づくり”のために～開催しました

「女性活躍推進セミナー 2023」を令和6年2月14日(水)、中労基協ビル4Fホールにおいて開催、企業の経営者や人事担当者など約80名の方が参加しました。

本セミナーは女性活躍推進法施行に伴い、女性管理職の割合を引き上げる活躍推進、育児・介護等の法改正ポイントや事例、最新情報の提供を目的に中央労働基準協会支部において定期的に開催しているセミナーです。



冒頭挨拶に立った古賀常務理事(中央支部事務局長)は「これからの社会は、多様な属性を持つ個人が互いに尊重され、参画できる環境をどのように作っていくか問われる時代に入っているように感じます。本日は「女性活躍推進」に焦点を絞った内容となっておりますが、例えば高齢者の活躍をどう促進していくのか、日本の成長のカギを握ると言われている外国籍の方々、労働者の多くを占める非正規労働者の方々、誰もが働きやすい環境を目指していく中で、このように様々な属性を持つ人々をどう尊重していくのか、現実問題として直面している課題をどう捉え、乗り越えていくのか、本日セミナーに参加された皆様が所属に戻られ、誰もが働きやすい職場、環境、そして社会を作っていく一助になることを願います。」と開講挨拶を述べました。

「第一部」は、東京労働局雇用環境・均等部指導課総括雇用環境改善・均等推進指導官 横山ちひろ氏のご登壇し、『最近の雇用環境・均等行政の動向』～女性活躍推進施策を中心に～と題して、まず最新情報について解説していただきました。東京労働局公式 YouTube チャンネルを開設(HP掲載)、横山氏自身が出演して育児休業に関する制度についてポイントを絞った解説をされています。「労働者向け」「人事担当者向け」「管理職向け」等、3分程度に短く要約されたコンテンツが12本提供されており、社内研修に活用することもできます。その中から「産後パパ育休」と「通常の育休」との違いを分かりやすく説明、現行制度の育休とは別に取得できる産後パパ育休の具体的な取得事例も示していただきました。また、法改正がある場合、厚生労働省HPで確認できるサイトも紹介していただき、最新情報と会社の義務・禁止事項(法律のこと)、くるみん認定・取消しに関する情報、「年収の壁・支援強化パッケージ」や助成金についても併せて解説していただきました。



横山ちひろ氏

参加者からは「ゆっくり丁寧に法改正等の最新情報を分かりやすく説明していただけてよかった」「リアルセミナーでしか聞けない内容も盛り込んでいた」「横山氏がサポートしたいとの思いが溢れていて、労働局にいろいろ相談してみたい」と、多くの意見をいただきました。第一部のセミナー終

了後は参加者からの個別相談にも応じられる等、最後までサポートに努めていただきました。

「第二部」は、子どもたちに誇れるしごとを。『シン・ダイバーシティ』経営が本気で取り組む女性活躍推進と題して、清水建設株式会社コーポレート企画室 DE & I 推進部長 西岡真帆氏をご登壇されました。

建設業という男性が多い組織の中で積極的に女性活躍推進に取り組んできた事例を話していただきました。ジェンダーレスといっても男性と女性では体格が違うため、ヘルメットやユニフォームのサイズが合わなくて当然であり、現在では女性従業員の声を反映して、安全帯等も女性仕様で製作しているそうです。また、仕事と家庭の両立支援として育児・介護休職等に加え、ベビーシッター費用の補助支援や研修・出張などの同行も認める環境整備、ライフサポート休職の新設等、柔軟なワークライフプランを実現されています。



西岡真帆氏

2013年に“頑張っている女性を応援する”をコンセプトに「女性活躍推進フォーラム」を開催、国内外から約300名の女性社員が参加、社長を筆頭に役員も複数参加し、2018年からは「ダイバーシティフォーラム」に進化して開催されています。

2022年からはジェンダーギャップ解消をテーマとした“シン・ダイバーシティ活動”を展開、「管理職手前の女性社員」「評価を決定する男性役職者」を対象に経営トップからのメッセージ発信等、女性役職者のパイプラインを構築することを目的として活動されています。男性育休取得にも積極的に取り組んでおり、社内で「パタニティ休業制度」を新設、社長から男性従業員へメッセージ(社長レター)を送る等、育休取得推進に取り組んでいます。パタニティ制度導入前の男性育休取得率18.5%から55%に増加、翌年の2022年は77%と着実に成果を上げています。これらの成果に繋がる活動には現会長をはじめとする経営陣の発信力が大きく影響しており、管理職(40~50代)が参加したイクボスセミナーでは、イクボスに大事なこととして、「部下とのコミュニケーション」「部下への評価・チームワーク」「自分の人生を楽しみ、成果にもこだわる」との提言があります。

今回のセミナーには建設業の女性も多く参加しており、「同業者として共感できる参考事例を聞くことができて良かった」「具体的な説明の中に自社の違いを学ぶとともにヒントを得た」等の意見をいただきました。また、質疑応答の時間には「どんな質問にも取り繕った答えではなく、実直に本音で親切に対応していただいた」「根深い問題にも目を背けず向き合い、勇気をもたらした」等の感想をいただき、笑顔で帰られる方が印象的なセミナーとなりました。

休憩室

BREAK  TIME

お茶の話

お茶は、最澄が唐から持ち帰ったのが日本伝来の最初だそうですが、鎌倉時代薬用として中国から伝来して以来、日本で独自の発展をしてきました。戦国時代のテレビドラマを見ると、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康の3傑に加えて必ずと言ってよいほど千利休が登場し、茶道は単にお茶を飲むセレモニーを超える存在として描かれています。

しかし、今ではペットボトル飲料をお茶と思っている人も多いようで、30年ほど前でも職場の人が急須で入れる煎茶を「ちゃっぱの茶」と言っているのを聞きびっくりしたことがありました。そして昨今の抹茶スイーツブームも凄いことになっています。抹茶アイスクリーム、抹茶ラテ、抹茶カステラはさらに進化し、ベルギーの有名ショコラティエが抹茶チョコを作り売り出しているほどです。

昭和の終わりころ、茶道というものにあこがれ習ってみようかと職場近くの教室の門をたたきました。今や正座はドクターストップがかかっていますが、入門当時は、足のしびれにはまいりましたが膝が痛くて正座ができないなんてことはなかったものです。加齢とともに膝が痛み正座ができなくなり、お茶のお稽古で困っている、治療法はありませんかと問う私に、故M先生は「裏千家のお家元はそのために立礼式(りゅうれいしき=椅子に座るお点前)を作られたのだから、やめずにお稽古を続けなさいよ。」と励ましていただいたのも懐かしい思い出です。

抹茶といえば、お茶会です。お茶会には主に

2通りあり、一つはお菓子と抹茶を美味しく頂く大寄せの茶会、もう一つは正客・次客・相客として招かれ、炭点前、懐石料理(お酒もいただく)、主菓子、濃茶、干菓子、薄茶をいただく4時間程の時間がかかる茶会です。そして日頃の稽古は、お客様を招きおもてなしする茶事を行うために、何年もかけて部分ごとに練習するものです。

茶道の師匠から「何回もこのお稽古やってますよ、まあよく忘れること！」とあきれられる最近ですが、茶碗や茶入れなどを知るためには陶芸、茶花を見るには生け花、掛物を拝見するには字も読めなくてはと、お茶のおかげで色々と興味が広がり、学びの機会が増えました。全国各地の美味しい菓子も楽しみで、旅行先を選ぶきっかけにもなっています。そして、茶道の先輩方は大概長寿でシャキッとしておられます。

緑茶の主要な成分としてカフェイン、カテキン、ポリフェノール、アミノ酸、ビタミンCなどが知られています。特にカテキン、ポリフェノールは、近年研究がさまざまな成果を上げ、発ガン抑制作用や血中コレステロールの低下作用、痴呆症に対する有効性、成人病予防など、医薬としての可能性をはじめ、抗菌、抗ウイルスや抗酸化、消臭など優れた作用が解明され、注目されているそうです。昔からお茶の効能を利用してきた先人たちの知恵に、今ようやく科学の光があてられ、驚くべき力が明らかにされつつあるようです。

毎朝出勤前に煎茶か抹茶をいただいている私が、コロナワクチン接種の翌日体温が38度になった以外、25年間発熱もせずインフルもコロナウイルスにも罹患しなかったのも、お茶のおかげかも知れませんね。



立川支部 M.A

行政の窓から

その515

事業主の皆様 「年収の壁」対策の助成金をご存じですか？

キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)のご案内

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課

「社会保険適用時処遇改善コース」には2つのメニューがあります

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に助成します。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
①賃金の15%以上を追加支給(社会保険適用促進手当など)	1年目 20万円 ^(注)
②賃金の15%以上を追加支給(社会保険適用促進手当など) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円 ^(注)
③賃金の18%以上を増額	3年目 10万円

(注)1、2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請(1回あたり10万円支給)

社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

本助成金については、2023(令和5)年10月1日から2026(令和8)年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、適用されることとなった労働者が対象になります。

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

キャリアアップ計画書を作成し、取組を開始する日の前日までに、助成金担当窓口まで提出してください。(不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください。)

お問合せ先

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、東京労働局ハローワーク助成金事務センターまたは管轄のハローワークまでお問合せください。(https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/001501865.pdf)

東京働き方改革推進支援センターでは、助成金も含めた「年収の壁」対策の相談も受け付けています。

東京働き方改革推進支援センター(フリーダイヤル・無料) ☎0120-232-865

「年収の壁突破・総合相談窓口」(コールセンター)にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口(フリーダイヤル・無料) ☎0120-030-045

キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)の特設サイトはこちらから

キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」が新設されました！



パートタイム・有期雇用
労働法キャラクター
「パゆう」ちゃん

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※(2)4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。

※1年目に(1)①の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることも可能(併用メニュー)。(上述の組み合わせの場合に限り、同一の対象者についてメニューをまたいだ助成を受けることができます。)



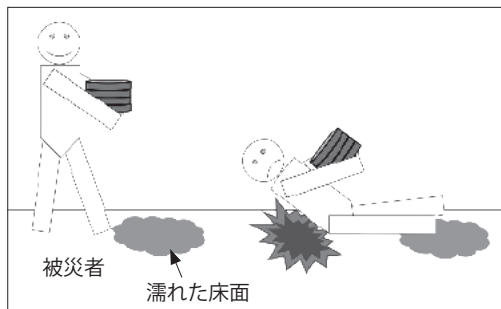
水洗場の濡れた床面で転倒

業種 一般飲食店 職種 調理人

災害発生状況

被災者は70歳代の男性。洗い終わった食器をバックヤードの食器棚へ片付けようと、両手で食器を持って運搬していたところ、水洗場のタイル張りの床面で滑って転倒して、床面に臀部を強く打ち骨折した。災害発生の背景は以下のとおり。

- 水洗場の床面は定期的に清掃され、災害発生の約1時間前にも水拭きで清掃されていたが、災害発生時点で乾いていなかった。
- 油が飛散する可能性がある床面には、防滑用のゴムマットが設置されていた。
- 水洗場からバックヤードへと続く通路には、床面から高さ2センチメートル程度の段差はあったが、通路幅は十分確保されており、整理整頓されていた。
- 事業場では定期健康診断は実施しておらず、被災者の健康状態を確認していなかった。
- 被災者は耐滑用のゴム長靴を着用していたが、使用を始めてから数か月が経過しており、靴裏の凹凸はすり減っていた。



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

転倒災害防止対策

職場における転倒災害(による重症化)を防止するため、

- 1 「滑り」による転倒災害を防止するため、作業場や通路等については、水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する(こまめに清掃し、清掃中のエリアは立入禁止とする)、防滑床材・防滑グレーチング等を導入し、摩耗している場合には再施工する、耐滑用の履物を使用する、雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う。また、冬季における転倒災害は凍結した通路等で発生しやすいため、除雪や融雪を行う、融雪マット等を設置する等の対策を行う。
- 2 「つまずき」等による転倒災害を防止するため、バックヤード等も含めた整理整頓の徹底、作業場や通路等の段差や凹凸等の解消、駐車場の車

止めや什器の角等の障害物の「見える化」等の対策を行う。

- 3 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(通称：エイジフレンドリーガイドライン、令和2年3月16日付け基安発0316第1号。)に基づき、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点からの高年齢労働者の健康づくりを推進する。(※中小企業事業者は、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置等の導入、転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入に要した費用について、「エイジフレンドリー補助金」を利用できる場合があります。)
- 4 健康診断や体力チェック等の結果に基づき、労働者の健康や体力の状態を把握するとともに、労働者の健康や体力に応じた適切な就労の場を提供し、身体機能の維持向上のための取組や支

援等を実施する。

5 労働者に対し、転倒災害防止に係る労働安全衛生教育を行い、作業場や通路等の整理整頓を徹

底させるとともに、耐滑用の履物等の用具を有効に保持するため、定期的に点検させること。

詳しくは東京労働局のホームページをご確認ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/roudou_kijun/tentou.html]



参考 転倒災害の発生状況(休業4日以上、令和3年)

- 全国的に転倒災害は増加傾向が見られ、転倒による休業4日以上の死傷者数は3万人を超えている。
- 性別・年齢別では、「50歳以上」が全体の72%を占め、中でも「50歳以上の女性」が全体の47%を占める。
- 転倒による怪我の態様は「骨折」が約7割を占めており、転倒による平均休業日数は47日と長期に及んでいる。

■ 中労基協ビル4階ホールご利用につきまして ■

定員80名のホールがあり、会議、研修、講演会、作品展覧会など幅広くご利用いただけます。会員企業様個人でのご使用も受け付けております。

ホール貸出し料金(税別)

	平日		休日	
	会員	一般	会員	一般
午前(9:00~12:00)	27,000	30,000	32,400	36,000
午後(13:00~17:00)	31,500	35,000	37,800	42,000
終日(9:00~17:00)	49,500	55,000	58,500	65,000
延長料金(30分毎)	4,500	5,000	5,040	5,600

*夜間についてもご相談に応じております

設備一覧(すべて無料)

名称		数量
ホワイトボード等	両面ホワイトボード ホワイトボード・黒板	各1枚
マイク	ハンドマイク ピンマイク	無線2本 有線1本 無線1本
プロジェクタ(天吊)	カシオ XJ-S400UN	1台
長机		48本
椅子		96脚

*無料インターネット接続 有線(LAN1本)及びフリー無線WIFI



詳細はHPをご覧ください

<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/recruit.html>



令和 5 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在 46 人

前年同期 53 人

●令和 5 年 死亡災害発生状況(6 年 2 月末日)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	2	2	0
建設業	17	25	-8
土木工事業	3	4	-1
建築工事業	11	13	-2
木造家屋建築工事業	0	2	-2
その他の建設業	3	8	-5
陸上貨物運送事業 ^(注3)	2	4	-2
ハイヤー・タクシー業	2	0	2
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	0	0
商業	8	4	4
小売業	2	1	1
保健衛生業	1	0	1
社会福祉施設	1	0	1
接客娯楽業	0	1	-1
飲食店	0	1	-1
清掃と畜業	4	5	-1
ビルメン業	1	3	-2
その他の三次産業	9	10	-1
金融業	0	0	0
警備業	7	5	2
その他(一次産業) ^(注4)	1	2	-1
全産業合計	46	53	-7

(注1)左段は6年2月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和 5 年 死傷災害発生状況(6 年 2 月末日)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	681	594	14.6
建設業	1,069	1,065	0.4
土木工事業	185	170	8.8
建築工事業	676	659	2.6
木造家屋建築工事業	46	44	4.5
その他の建設業	208	236	-11.9
陸上貨物運送事業 ^(注3)	1,082	1,060	2.1
ハイヤー・タクシー業	419	441	-5.0
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	398	304	30.9
商業	1,975	2,039	-3.1
小売業	1,440	1,520	-5.3
保健衛生業	1,654	1,422	16.3
社会福祉施設	1,277	1,109	15.1
接客娯楽業	1,074	952	12.8
飲食店	830	741	12.0
清掃と畜業	936	938	-0.2
ビルメン業	616	607	1.5
その他の三次産業	1,740	1,656	5.1
金融業	103	110	-6.4
警備業	362	349	3.7
その他(一次産業) ^(注4)	79	70	12.9
全産業合計	11,107	10,541	5.4

(注1)左段は6年2月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(※
新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)の災害。
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

令和 6 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

1 人

前年同期

2 人

●令和 6 年 死亡災害発生状況(2 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	0	0	0
建設業	0	0	0
土木工事業	0	0	0
建築工事業	0	0	0
木造家屋建築工事業	0	0	0
その他の建設業	0	0	0
陸上貨物運送事業 ^(注3)	1	1	0
ハイヤー・タクシー業	0	0	0
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	0	0
商業	0	1	-1
小売業	0	0	0
保健衛生業	0	0	0
社会福祉施設	0	0	0
接客娯楽業	0	0	0
飲食店	0	0	0
清掃と畜業	0	0	0
ビルメン業	0	0	0
その他の三次産業	0	0	0
金融業	0	0	0
警備業	0	0	0
その他(一次産業) ^(注4)	0	0	0
全産業合計	1	2	-1

(注1)左段は本年2月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
 (注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。
 (注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
 (注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和 6 年 死傷災害発生状況(2 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	32	52	-38.5
建設業	82	98	-16.3
土木工事業	14	23	-39.1
建築工事業	58	53	9.4
木造家屋建築工事業	5	4	25.0
その他の建設業	10	22	-54.5
陸上貨物運送事業 ^(注3)	106	100	6.0
ハイヤー・タクシー業	35	35	0.0
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	41	30	36.7
商業	148	139	6.5
小売業	116	96	20.8
保健衛生業	89	84	6.0
社会福祉施設	71	69	2.9
接客娯楽業	72	65	10.8
飲食店	59	48	22.9
清掃と畜業	79	68	16.2
ビルメン業	52	47	10.6
その他の三次産業	154	135	14.1
金融業	7	4	75.0
警備業	30	37	-18.9
その他(一次産業) ^(注4)	6	9	-33.3
全産業合計	844	815	3.6

(注1)左段は本年2月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
 (注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)の災害。
 (注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
 (注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

講習会名	申込受付	科目	4月	5月	6月	7月	
受験準備	衛生管理者 (第1種)	センター	学科 4日	22(月)~25(木)	27(月)~30(木)	24(月)~27(木)	16(火)~19(金)
		中央支部	学科 3日				9(火)~11(木)
	衛生管理者 (第2種)	センター	学科 3日	22(月)~24(水)	27(月)~29(水)	24(月)~26(水)	16(火)~18(木)
		中央支部	学科 2日				9(火)~10(水)
	衛生(特例)	センター	学科 2日	24(水)~25(木)	29(水)~30(木)	26(水)~27(木)	18(木)~19(金)
		中央支部	学科 1日				11(木)
衛生管理者	たま研修センタ	学科 2日				25(木)~26(金)	
X線	センター	学科 2日			24(月)~25(火)		

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連・各支部のホームページ又は講習案内をご覧ください。
- 申込受付「たま研修センター」は、多摩各支部にお申し込みください。
- 「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センターの本館又は別館(江戸川区)です。
- 「中央支部」及び「中央・足立荒川」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による講習は次のとおり。
 - ①雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時に Zoom による配信。
 - ②石綿作業主任者は王子工業会館が会場です。
 - ③熱中症予防教育セミナーは上野区民館が会場となります。
 - ④その他の講習会は城東職業能力開発センターが会場です。
- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。
- たま研修センター(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の無記載講習会場は、たま研修センター(立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階)です。
- たま研修センターの講習について、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただけます。
- 高圧・特別高圧電気、テールゲートリフター特別教育の実技は、原則各事業場で実施していただけます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

■ 会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を kaiho-iken@toukiren.or.jp までお寄せください。 ■

編集後記

春は歓送迎会の季節。しかし、遡ること4年前の令和2年。横浜港に寄港したクルーズ客船での集団感染に象徴されるように、日本中に新型コロナウイルス感染症による困惑と不安が渦巻いていた。厚労省が「3つの密(密閉・密集・密接)」を避けるようにと公表。私の周囲では、全ての歓送迎会が中止となった。

今年の2月、「令和2年春の送別会を開催したい」との連絡が。異動の頻繁な組織だけに、全員が当時の部署から離れていた。遠方にいる数名を除き14名が関東一円から集った。4年のブランクは瞬時に消え去り、当時の思い出話と現在の話。結婚した者、子供ができた者。時の流れは、それぞれの人生に新たな歩みを刻んでいた。

そして4年振りに出会う^{かんばせ}顔は、全員が輝く笑顔に弾けていた。特に若い世代は、その相貌を大きく変えていた。どこか不安そうな気配を滲ませていた者たちは、確かな自信を内に秘めた表情に。屈折した感情を隠せなかった者たちは、真っ直ぐに前を向く明朗な姿。この年月の彼らの努力。そして彼らの上司・先輩・同僚たちの働きが、変化に繋がったことは間違いない。私ができ得なかったこと。感謝が溢れ、胸が熱くなった。

英語の「confidence」は、^{コンフィデンス}「信頼」とも「自信」とも訳される。信頼は外側の問題、自信は内側の問題と捉えがちだが、その2つが一語に含まれている。信頼関係に包まれた動きの中で自信が生まれ、自信が満ちる中で信頼関係が強くなる。「信頼と自信」は一体の存在。青年世代を信頼し、大切に育んでいきたい。そこで生まれた自信が次代を切り拓く。若い人を大切にする組織に、行き詰まりは無い。

さて、我が職場の春の歓迎会。まずは有志による準備企画会を開催しましょう。勿論、会場はいつものあのお店で。

(小太郎)

講習会名	申込受付	科目	4月	5月	6月	7月	
特別講習等	安全衛生推進者	センター	学科 2日	25(木)~26(金)	30(木)~31(金)	20(木)~21(金)	8(月)~9(火)
		中央・足立荒川	学科 2日		23(木)~24(金)		4(木)~5(金)
		たま研修センタ	学科 2日		23(木)~24(金)		
	衛生推進者	センター	学科 1日	15(月)	13(月)	27(木)	24(水)
		中央・足立荒川	学科 1日				3(水)
		たま研修センタ	学科 1日		14(火)		29(月)
	安全管理者 選任時研修	センター	学科 2日	15(月)~16(火)	27(月)~28(火)	10(月)~11(火)	3(水)~4(木)
		中央・足立荒川	学科 2日		20(月)~21(火)		29(月)~30(火)
		たま研修センタ	学科 1日	5(金)			
上野・王子・ 足立荒川		学科 2日					
特別教育	自由研削砥石	センター	学科・ 実技 1日	17(水)	22(水)	27(木)	29(月)
	動力プレス機 械金型調整等	たま研修センタ (日野羽村)	学科 1日				
	アーク溶接	センター	学科 2日	24(水)~25(木)	27(月)~28(火)	19(水)~20(木)	22(月)~23(火)
			実技 1日	26(金)	29(水)	21(金)	24(水)
	高圧・特別高圧	センター	学科 2日	17(水)~18(木)	21(火)~22(水)	17(月)~18(火)	25(木)~26(金)
	低圧電気	センター	学科 1日	8(月)	13(月)	10(月)	8(月)
			実技 1日	9(火)/10(水)/11(木)	14(火)/15(水)/16(木)	11(火)/12(水)/13(木)	9(火)/10(水)/11(木)
	高所作業車 (10m未満)	センター	学科・ 実技 1日	15(月)		3(月)	
	第2種酸素 欠乏	中央支部	学科 1日				
	粉じん	センター	学科 1日		14(火)		24(水)
	テールゲート リフター	センター	学科 1日		13(月)		5(金)
		中央支部	学科 1日				
		たま研修センタ	学科 1日				
		上野・王子・ 足立荒川	学科 1日				
	ダイオキシン	センター	学科 1日		30(木)		
	フルハーネス	たま研修センタ	学科・ 実技 1日			18(火)	
化学物質 管理者講習 (準・1日)	センター	学科 1日				5(金)	
	中央支部	学科 1日		27(月)			
	たま研修センタ	学科 1日		28(火)		23(火)	
化学物質 管理者講習 (専門的)	センター	学科 2日	15(月)~16(火)				
	中央支部	学科 2日					
	たま研修センタ	学科 2日					
保護具着用 管理責任者	センター	学科 1日	22(月)	31(金)	28(金)	18(木)	
	中央支部	学科 1日					
	たま研修センタ	学科 1日	10(水)			19(金)	
総括安全衛生 管理者	中央・足立荒川	学科 1日					
衛生管理者能力 向上	センター	学科 2日					
雇入れ時 安全衛生 教育	中央支部	学科 半日	11(木)/16(火)/17(水)				
	たま研修センタ	学科 半日	3(水)/8(月)/12(金)				
	上野・王子・ 足立荒川	学科 半日	9(火)/10(水)				
	亀戸・江戸川	学科 1日	9(火)船堀/16(火)亀戸				
職長教育	センター	学科 2日	4(木)~5(金)	7(火)~8(水)	5(水)~6(木)	1(月)~2(火)	
職長・安全 衛生責任者	たま研修センタ	学科 2日			20(木)~21(金)		
携帯用 丸のこ盤	センター	学科・ 実技 1日		10(金)		4(木)	
KYT	センター	学科 1日	8(月)	24(金)	10(月)	8(月)	
	上野・王子・ 足立荒川	学科 1日		22(水)			
	亀戸・江戸川	学科 半日					
熱中症予防管 理者研修	中央支部	学科 半日			11(火)/26(水)		
熱中症予防教 育セミナー	上野・王子・ 足立荒川	学科 半日		29(水)			

法定講習会等開催予定 (2024年4月～7月)

東基連では、安全衛生研修センターのほか、各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細は、各開催回のご案内(リーフレットまたはホームページ(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申し込みは下表の「申込受付」あてお願いいたします。開催会場の略称等につきましては下表欄外(30ページ)をご覧ください。 (2024年3月18日現在)

講習会名		申込受付	科目	4月	5月	6月	7月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科	2日		9(木)～10(金)		16(火)～17(水)
		試験	1日		20(月)		29(月)
石綿建材調査者(一戸建て等)	センター	学科	1日				19(金)
		試験	1日				29(月)
床上操作式クレーン	センター	学科	2日	8(月)～9(火)		24(月)～25(火)	
		実技	1日	10(水)／11(木)／12(金)		26(水)／27(木)／28(金)	
小型移動式クレーン	センター	学科	2日		13(月)～14(火)		8(月)～9(火)
		実技	1日		15(水)／16(木)／17(金)		10(水)／11(木)／12(金)
ガス溶接	センター	学科	1日	22(月)	23(木)	17(月)	18(木)
		実技	1日	23(火)	24(金)	18(火)	19(金)
フォークリフト(11時間)	センター	学科	1日		7(火)		
		実技	1日		13(月)		
フォークリフト(31時間)	センター	学科	1日	2(火)	7(火)	4(火)	1(月) 30(火)
		実技	平日	3(水)～5(金)	8(水)～10(金)	5(水)～7(金)	2(火)～4(木) 31(水)～8/2(金)
		土日	6(土)7(日)13(土)		8(土)9(日)15(土)		
	たま研修センタ	学科	1日		9(木)		4(木)
	実技(日野羽村)	3日		12(日)19(日)26(日)		7(日)14(日)21(日)	
高所作業車(10m以上)	センター	学科	1日		20(月)		16(火)
		実技	1日		21(火)／22(水)／23(木)		17(水)／18(木)／19(金)
玉掛け	センター	学科	2日	15(月)～16(火)	23(木)～24(金)	17(月)～18(火)	22(月)～23(火)
		実技	1日	17(水)／18(木)／19(金)	27(月)／28(火)／29(水)	19(水)／20(木)／21(金)	24(水)／25(木)／26(金)
玉掛け技能+クレーン特別教育学科	たま研修センタ	学科	2日			4(火)～5(水)	
	実技(日野羽村)	1日			9(日)／16(日)		
	たま研修センタ	学科	2日			6(木)～7(金)	
	実技(日野日野)	1日			9(日)／16(日)		
クレーン(希望者)	たま研修センタ	実技	1日			23(日)or30(日)	
木工機械	センター	学科	2日				
プレス機械	センター	学科	2日				
乾燥設備	センター	学科	2日		27(月)～28(火)		30(火)～31(水)
	たま研修センタ	学科	2日				
はい作業	センター	学科	2日	25(木)～26(金)		5(水)～6(木)	
	たま研修センタ	学科	2日				
特化・四アルキル鉛	センター	学科	2日	1(月)～2(火)	9(木)～10(金)	5(水)～6(木)	1(月)～2(火)
	中央支部	学科	2日		21(火)～22(水)		25(木)～26(金)
	たま研修センタ	学科	2日		28(火)～29(水)		
鉛	センター	学科	2日	1(月)～2(火)			1(月)～2(火)
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科	2日	9(火)～10(水)	14(火)～15(水)	11(火)～12(水)	9(火)～10(水)
		実技	1日	11(木)／12(金)	16(木)／17(金)	13(木)／14(金)	11(木)／12(金)
	中央支部	学科	2日			5(水)～6(木)	
	たま研修センタ	実技	1日			7(金)	
		学科	2日				
有機溶剤	センター	学科	2日	3(水)～4(木)	7(火)～8(水)	3(月)～4(火)	3(水)～4(木)
		実技	1日	17(水)～18(木)	23(木)～24(金)	17(月)～18(火)	22(月)～23(火)
石綿	センター	学科	2日			24(月)～25(火)	
		実技	1日			13(木)～14(金)	
		学科	2日	3(水)～4(木)	7(火)～8(水)	3(月)～4(火)	3(水)～4(木)
	中央支部	学科	2日	17(水)～18(木)	21(火)～22(水)	19(水)～20(木)	30(火)～31(水)
		実技	1日	22(月)～23(火)		26(水)～27(木)	
たま研修センタ	学科	2日	25(木)～26(金)		13(木)～14(金)	19(金)～20(土)	
上野・王子・足立荒川	学科	2日	15(月)～16(火)		26(水)～27(木)		
金属アーク(限定)	センター	学科	1日	23(火)		20(木)	

技能講習